

四国中央市物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱

平成28年 3月28日

告示第47号

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する物品の購入及び修繕並びに印刷製本（以下「市物品購入等」という。）の契約に係る入札の透明性及び競争性の向上を図るため、入札及び契約について公表することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加有資格業者の公表)

第2条 入札参加資格を有する者（以下「入札参加有資格業者」という。）の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地

2 前項の公表は、当該入札参加資格の有効期間（四国中央市物品購入等の契約に係る入札参加者の資格及び指名基準に関する要綱（平成28年四国中央市告示第46号）第6条に規定する有効期間をいう。）の末日まで行うものとし、入札担当課において作成した入札参加有資格業者名簿を閲覧に供するものとする。

(入札に付する事項等の公表)

第3条 入札に付する事項及び参加資格の公表は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 一般競争入札 市物品購入等に係る入札公告の写しを契約担当課において閲覧に供し、四国中央市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する方法
- (2) 指名競争入札 市物品購入等に係る入札案内（様式第1号）を契約担当課において閲覧に供する方法

2 前項の公表を行う期間は、入札を公告した日又は指名通知を発した日から入札を執行する日までとする。

(入札結果の公表)

第4条 入札結果の公表（以下「入札結果公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札日
- (2) 入札件名
- (3) 落札金額
- (4) 落札者の名称

2 入札結果公表は、入札に係る落札者の決定後ホームページに掲載することにより行うものとする。

(契約結果の公表)

第5条 契約結果の公表（以下「契約結果公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札件名
- (2) 納入場所又は履行場所
- (3) 納入期限又は履行期間

- (4) 入札日時
 - (5) 入札参加者の名称
 - (6) 入札金額
 - (7) 落札者の名称
 - (8) 落札金額
 - (9) 契約金額
- 2 契約結果公表は、契約締結後速やかに行うものとする。
 - 3 契約結果公表は、入札を執行した日の属する年度の翌年度が終了するまでの間、入札担当課において作成した入札執行表（様式第2号）を閲覧に供する方法により行うものとする。

（その他）

第6条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第31号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日告示第39号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中四国中央市公共工事公表実施要綱第6条を第7条とし、同条の前に1条を加える改正規定は、告示の日から施行する。

（四国中央市物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 5 施行日の前日までに公表された第3条の規定による改正前の四国中央市物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱様式第2号に規定する執行表は、第3条の規定による改正後の四国中央市物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱様式第2号に規定する執行表とみなす。

様式第1号 (第3条関係)

入 札 案 内

入 札 件 名	
入 札 方 法	
入 札 日 時	
納 入 場 所	
発 注 担 当 課	
参加資格又は 指名理由	
	指名業者数

納入期限

履行期間

